

葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託
に関する協定書

葉山町及び逗子市は、生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務の委託に関し、葉山町と逗子市との生ごみ資源化処理施設の整備運営に関する事務委託に関する規約（令和年月日施行。以下「規約」という。）第9条の規定に基づき次のとおり協定を締結する。

（経費の算出方法）

第1条 規約第3条に規定する経費の額の算出方法は、別表のとおりとする。

（経費の精算）

第2条 規約第6条に規定する経費の調整は、当該過不足が生じた年度の葉山町及び逗子市の歳入歳出決算の議決後最初に到来する経費の納付において行うものとする。

（連絡会議）

第3条 規約第7条の連絡会議は、葉山町長及び逗子市長がそれぞれ指定する者をもって組織する。

（条例等の制定又は改廃の場合の協議）

第4条 逗子市長は、規約第8条第1項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認めるときは、葉山町長に協議を申し入れることができる。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度葉山町長及び逗子市長が協議するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、葉山町長及び逗子市長記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

葉山町 三浦郡葉山町堀内 2135 番地

葉山町長 山梨 崇仁

逗子市 逗子市逗子五丁目 2 番 16 号

逗子市長 桐ヶ谷 寛

別表

項目	算出方法
事前調査費（生活環境影響調査に係る経費）	・人口で按分
建設改良費（資本費）	○交付対象部分 ・人口で按分 ○交付対象外部分（単独事業） ・人口で按分（ただし、施設周辺の整備は施設を整備するものが負担する。）
処理費（修繕費を含む）	・搬入量で按分

備考

- 1 逗子市が負担する費用の額は、左欄に掲げる項目に、それぞれ右欄に掲げる算出方法により算出したものとする。
- 2 算出した費用負担に1円未満の端数があるときその他の調整が必要なときは、葉山町長及び逗子市長が協議の上これを決定する。
- 3 「人口」とは、搬入が行われる年度の国勢調査に基づく10月1日現在の推計人口

とする。ただし事前調査費に係る「人口」については、令和6年度の国勢調査に基づく10月1日現在の推計人口とする。

- 4 「搬入量」とは、処理施設に搬入される生ごみの量とする。
- 5 「交付対象部分」とは、循環型社会形成推進交付金交付要綱（平成17年4月11日付環廃対発第050411001号環境事務次官通知別紙）第2の2に定める交付対象事業（以下「交付対象事業」という。）を実施する場合において、循環型社会形成推進交付金交付取扱要領（平成17年4月11日付環廃対発第05411002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知）6(1)に定める交付対象事業費（以下「交付対象事業費」という。）から交付金の額を控除したものとする。
- 6 「交付対象外部分（単独事業）」とは、実施する事業が交付対象事業のときは、当該事業の総事業費から交付対象事業費を控除したものとし、交付対象事業でないときは、当該事業の総事業費とする。
- 7 供用開始時の負担方法については資本費を人口割、処理費を搬入量割とし、以後、分別収集開始後の実績、処理の安定化や広域処理の状況を踏まえ2年目以降に見直すものとする。